

少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 特定少年の保護事件に関する特例規定の削除

特定少年の保護事件について、ぐ犯を対象から除外する規定及び家庭裁判所による保護処分の特例に関する規定の追加は、行わないものとする。

(第1条による改正後の少年法第64条及び第65条第1項関係)

二 人の資格に関する法令の適用の特例規定の削除

人の資格に関する法令の適用に関する規定について、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者を適用除外とする規定の追加は、行わないものとする。

(第1条による改正後の少年法第67条第6項関係)

三 記事等の掲載の禁止の特例規定の削除

記事等の掲載の禁止に関する規定について、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における記事又は写真を適用除外とする規定の追加は、行わないものとする。

(第1条による改正後の少年法第68条関係)

四 少年事件に関する記事等の出版物への掲載に当たっての被害者及びその家族又は遺族への配慮規定の追加

少年事件に関する記事等の出版物への掲載に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならない旨の規定を設けること。

(少年法新第61条第2項関係)

五 その他

その他所要の規定を整備すること。